

電気通信移行講習

(船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条)

(1) 指定・登録基準

一部改正法第六条において海技免許講習の要件を準用（法第十七条の二参照）

別表（附則第六条関係）（略）

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : (一財)尾道海技学院

指定・登録時期 : 平成16年 3月

法人の連絡先 : 〒722-0025 広島県尾道市栗原東2-18-43

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一社)広島海技学院

指定・登録時期 : 平成16年 3月

法人の連絡先 : 〒734-0012 広島県広島市南区元宇品町4-1-18

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし